

ことばのちからイベント運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

ことばのちからイベント運営業務委託

2 目的

松山市では、正岡子規をはじめとする多くの先人たちが残してくれた豊かな文学的土壌を大切に受け継ぎ、「ことば文化」をいかしながらまちづくりに取り組んでいる。

松山市の新しいブランドスローガンが「幸せになろう。」に決定したことに伴い、幸せに関する「ことば」を広く募集し、応募作品を発表、表彰することで、「幸せになろう。」と「ことばを大切にするまち松山」を全国にPRする。

3 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

4 履行場所

ことばのちから実行委員会委員長が指定する場所

5 募集テーマ

両親や家族、友だち、彼、彼女、ペットなど、大切なあなたに今、届けたい幸せのメッセージを募集する。

6 業務内容

(1) 実施計画の作成

- ・委託者と打合せの上、事業実施計画を作成する。
- ・年間スケジュール概要は次のとおり。

10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集開始	募集締切	審査	審査	審査	審査発表 表彰式

(2) 募集PR

- ・市内を中心に全国の子どもから大人まで多くの人に応募してもらえるように、各種媒体を活用するなど広報業務を実施する。
- ・募集に併せて、「幸せになろう。」や「ことばを大切にするまち松山」がPRできるように工夫する。
- ・チラシ配布、ポスター掲示など応募促進につながるプロモーションを展開する。
- ・募集テーマのキャッチフレーズを作成し、応募促進につなげること。
- ・広報については、松山市シティプロモーション推進課と連携すること。

(3) 作品の受付方法

- ・ウェブサイト「ことばのちから」内に、P Cやスマートフォンから応募できる応募ページを作成し、ページや応募作品の管理を行う。
- ・「松山市ブランディングサイト」からも応募ができるよう、松山市シティプロモーション推進課と連携すること。
- ・郵送で作品の応募を受け付けられるように、募集要項を記載したチラシと一体となった応募用紙を作成する。
- ・はがき、封書、FAX、メールでも作品の応募を受け付ける。

(4) 作品の審査

ア 審査員

- ・審査員長を含む 3 名の審査員とする。
- ・審査員長（1 名）には、松山市シティプロモーションアドバイザーの赤松隆一郎氏をあてる。
- ・審査員（2 名）は、ことばのちから実行委員会委員長及び副委員長をあてる。
- ・上記の審査員のほか、ことばのちから実行委員会委員が作品の審査を行う。

イ 審査の実施

- ・応募作品の集計（世代別、地域別等）を行い、著作権確認作業を含む予備審査を行う。
- ・予備審査の後、一次審査と最終審査を実施し、大賞 1 作品、優秀賞 4 作品、入賞 5 作品を選考する。
- ・予備審査は受託者が行う。
- ・予備審査は、審査員及び委託者と十分な打ち合わせの上で行う。
- ・一次審査はことばのちから実行委員会委員が行う。
- ・最終審査は審査員長、ことばのちから実行委員会委員長及び副委員長が行う。

(5) 審査結果発表・表彰式

- ・審査員と大賞及び優秀賞受賞者（4 名）を招聘し、松山市内で審査結果発表と表彰式を行う。
- ・受賞者に授与する賞状及び優秀賞受賞者に授与する楯等を製作する。
- ・賞金は委託者で準備の上、賞金を大賞及び優秀賞受賞者（4 名）と入賞受賞者（5 名）へ贈呈する。
- ・各種メディアに取り上げてもらえるような広報活動を実施する。

(6) 応募作品の活用方法

- ・受賞作品や応募作品を今後有効に活用し、市の内外に P R できる方法を提案すること。

(7) 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、提案限度価格内で実施可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

7 その他運営上の要件

(1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

(2) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(3) 事業計画書の作成

契約の締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し提出すること。

(4) 事業実施報告書の作成

事業実施後、事業実施報告書（印刷物 1 部及び 電子データ）を作成し提出すること。

(5) 第三者が権利を有する素材の活用

業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、ことばのちから実行委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

ことばのちから実行委員会が本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に、ことばのちから実行委員会に書面で通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ、ことばのちから実行委員会と協議の上、承認を得ること。